

令和7年度 事業計画

〔I〕 策定基調

令和7年度の国内経済における政府経済見通しは、総合経済対策の効果が下支えとなつて、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、民間需要主導の経済成長となることが期待されるが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分な注意が必要とされている。この見通しをもとに「令和7年度の経済財政運営の基本的態度」では、経済財政運営において、引き続き全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得の増加を最重要課題とし、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとしていくとされている。

トラック運送業界の状況は、「働き方改革関連法」に基づく「自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制」が令和6年4月より適用され、併せてトラック運転者の拘束時間を定めた「改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）」により、拘束時間及び運転時間等が規制強化された。トラック運送業界は「生活（くらし）と経済のライフライン」として産業活動や国民生活に必要な不可欠であるが、慢性的な労働力不足に加え物価高騰に伴う車両購入価格の上昇や、燃料価格高騰による輸送コストの増加など、依然厳しい経営状況が続くと考えられ、健全経営及び労働力確保に必要な適正運賃収受が早急に求められるとともに、荷主対策が喫緊の課題となっている。

このような状況下で、持続可能な物流の確保に向け、国が策定した「物流革新に向けた政策パッケージ」の「商慣行の見直し」「物流の効率化」「荷主・消費者の行動変容」への取り組みとして、「トラック・物流Gメン」や公正取引委員会等の関係行政機関の諸活動により、荷主企業の意識も徐々に変化が現れ、更に、「適正化事業調査員」（以下「Gメン調査員」とする。）の聞き取り活動も開始されたことから、今後の荷主対策の深度化による、取引環境の改善及び適正化が期待される。

一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「埼玉県トラック協会」とする。）では将来を見据え、会員事業者と地域に必要な組織を目指すとともに、業界の適時適切な事業運営を図り、燃料・物価高騰等、社会・経済環境の現状や変化を的確に把握し、諸問題に対する必要な支援策や関係機関への協力・要望など、会員の事業継続に資する取り組みを検討し強く推進して参ります。

ついては、今後のトラック運送事業の発展に向けて、令和7年度事業として以下に示す最重点施策及び重点施策を次のとおり定め、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全日本トラック協会」とする。）と積極的に連携し展開して参ります。

※下線部 = 令和7年度新規事業及び改正事項等

【 最 重 点 施 策 】

1. 物流革新に向けた物流改正法等への対応
2. 改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策

の推進

3. 大規模自然災害等の発生時における緊急輸送体制の確立
4. 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進
5. トラック・物流 G メンと G メン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
6. 燃料高騰対策等の推進
7. 多様な施策による良質なドライバーの人材確保及びマナー教育の推進
8. 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
9. 適正化事業の推進（D・E 事業所の重点化）による法令遵守の徹底
10. 新技術を活用した物流 DX 及び効率化の推進

【 重 点 施 策 】

1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
2. 環境・GX 対策及び SDGs 対策の推進
3. 埼玉県トラック総合教育センターにおける交通・労働災害防止及び夜間事故防止並びに飲酒運転根絶に向けた研修の推進
4. 会員事業者の経営基盤強化に資する事業の推進
5. 広報媒体を活用した対外的な PR 対策の積極的な推進
6. 会員事業者の事業運営に関する取組みの推進
7. 未加入事業者の加入促進
8. 専門部会活動の支援
9. その他

〔Ⅱ〕 事業計画

【最重点施策】

1. 物流革新に向けた物流改正法等への対応



(1) 商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応

① 商慣行の見直しや荷待ち・荷役等の時間削減等物流効率化

商慣行の見直し及び取引環境の改善並びに物流の効率化に向け、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善埼玉県地方協議会」に協力するほか、全日本トラック協会と連携し、改正流通業務総合効率化法と改正貨物自動車運送事業法に基づく「物流効率化のための取り組み」や「書面の交付」等の規制的措置等について、会員事業者に対し周知を行い理解の深度化を図りたい。また、埼玉県「人手不足対策分科会」と連携し、構成員である国、埼玉県、経済団体、消費者団体、物流事業者など各団体とともに埼玉の持続可能な物流の確保に向けた取り組みに協力するとともに、分科会が推進する「ホワイト物流推進運動」へ会員事業者の参加を促進したい。

② 物流改正法及び改正改善基準告示の周知

埼玉県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「適正化事業実施機関」とする。）の巡回指導を通じ、物流改正法の改正流通業務総合効率化法に基づく荷主・物流事業者に対する規制や改正貨物自動車運送事業法に基づくトラック運送事業者の取引に対する規制等及び改正改善基準告示による長時間労働の是正について周知し、事業者の法令遵守を促進したい。

(2) 多重下請構造の是正と実運送事業者の適正運賃・料金収受に向けた対応

① 多重下請構造の是正と実運送事業者の適正運賃・料金収受

国土交通省及び全日本トラック協会と連携し、「多重下請構造のあり方に関する提言」に基づき多重下請構造の是正を推進するとともに、改正貨物自動車運送事業法に基づく実運送体制管理簿や運送利用管理規定の作成等の規制的措置について、会員事業者に対し周知を図りたい。

(3) 下請法改正への対応

① 下請法改正に伴う荷主企業への対策

下請法改正内容について、関係機関と連携し情報収集に努め会員事業者への周知を図り、荷主対策の一助としたい。

② 荷主企業との連携による物流の効率化に向けた取り組み

会員事業者と荷主企業が一堂に会し、トラック運送業界の問題点等を共有して諸問題解決の一助とする「物流セミナー」を引き続き開催し、荷主企業との相互理解を深め改正下請法への対応を推進したい。

(4) 時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に係る対応

① 時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守

埼玉労働局及び全日本トラック協会並びに適正化事業実施機関と連携し、時間外労働の上限規制や改善基準告示の遵守に係るセミナー・説明会を実施することにより、会員事業者の法令遵守の一助としたい。

2. 改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進



(1) 改正「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の周知並びに「標準的な運賃」の活用と原価管理の徹底等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進

① 改正「標準的な運賃」及び「標準貨物運送約款」届出推進及び適正運賃・料金収受等転嫁対策の推進

全日本トラック協会及び適正化事業実施機関と連携し、改正「標準的な運賃」及び「標準貨物運送約款」の届出率向上を引き続き推進するとともに、経営支援委員会が開催する「原価計算セミナー」等により、会員事業者の改正「標準的な運賃」の活用と原価管理の徹底による適正なコスト収受等転嫁対策に加え、「標準貨物運送約款」に基づく料金収受等転嫁対策の一助としたい。また、適正化事業実施機関の巡回指導を通じ、「2024年問題」への対応には適切なコストを価格転嫁し、適正な運賃収受が重要であり「物流革新に向けた政策パッケージ」で示す具体的な施策として「商慣行の見直し」では「標準的な運賃」制度の拡充・徹底とされていることから、巡回指導時に標準的な運賃届出状況を確認し、未届出事業者については、その必要性と適正な運賃収受について理解を求め届出促進に努めたい。

3. 大規模自然災害等の発生時等における緊急輸送体制の確立



(1) 大規模自然災害等の発生時における緊急輸送体制確立の推進

① 大規模自然災害等の発生時の迅速・円滑な対応

大規模自然災害等の発生時に迅速・円滑な輸送を行うため、これまでも九都県市防災訓練をはじめとする各種訓練等への参加・協力を行っているが、埼玉県が新たに熊谷ドームで予定する国からのプッシュ型緊急支援物資輸送の搬出入訓練への参画を含め、引き続き訓練に積極的に参加し迅速・円滑な緊急支援物資輸送体制の確保を図りたい。また、過去の大規模自然災害等の発生時の緊急支援物資輸送の課題対応や埼玉県及び市町村並びに関係機関との連携強化なども踏まえ、緊急支援物資輸送をより強化するため、体制を含めた当面の取り組みや長期的な課題を幅広く検討したい。なお、更新が必要な衛星電話の更新を行うとともに、災害発生時でも通信混雑の影響を受けない防災無線（3台）を導入し、埼玉県トラック総合会館と埼

玉県庁物流オペレーションチームのリエゾン（災害対策連絡員）及び埼玉県トラック総合教育センター（以下「総合教育センター」とする。）の連絡手段の確保を図りたい。

② 大規模自然災害等の発生時における埼玉県・市町村との連携強化

「2024年問題」に対する「物流革新に向けた政策パッケージ」において、災害発生時における物流拠点の機能強化による地域防災力の強化を推進することとされており、総合教育センターについて埼玉県と令和5年に協定を締結し、大規模自然災害等の発生時、救援物資の集積場所や全国からの警察、消防等の救援部隊の集結場所として使用する「広域支援拠点」とした。また、埼玉県及び各市町村の物資輸送拠点施設等の現場確認を埼玉県トラック協会及び埼玉県トラック協会 各支部（以下「協会各支部」とする。）と自治体で行い、施設に関する情報共有と更なる連携強化を図り、災害発生時の円滑な輸送体制の整備を引き続き実施したい。

(2) 大規模自然災害等の発生時に備えた災害物流専門家の育成

① 災害時物流専門家の育成・増員

大規模自然災害等の発生時には、国及び地方自治体等からプッシュ型支援による大量の支援物資が県・市町村へ届くことが想定されているが、過去の災害発生時には避難所等に必要な支援物資が届かない事態が度々発生していることから、その対応策として災害発生時に物流に関する専門的な知識を持つ専門家を県・市町村へ派遣し、助言・支援等を行い支援物資物流の円滑化に貢献できる「災害物流専門家」の育成を引き続き推進したい。そのため全日本トラック協会の協力を得ながら市町村での今後の活用拡大を視野に「災害物流専門家研修」を2回開催し更なる増員を図りたい。

(3) 災害発生時及び事故災害発生時の支援の推進

① 埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）への支援

大規模自然災害等や事故災害発生時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の構成機関が迅速に出動し、災害医療活動を円滑に行われるよう災害出動車両の整備事業を引き続き支援したい。

(4) 災害発生時に被災した会員事業者支援の推進

① BCP（事業継続計画）策定支援

埼玉県トラック協会では、大規模自然災害発生時に迅速的確な対応を図り、事業の継続あるいは早期復旧を可能にするために、令和4年度に「防災マニュアル」及び「BCP（事業継続計画）」を策定した。会員事業者に向けて、災害などの緊急事態に遭遇した場合において、被害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための手法、手段などを取り決めておくBCP（事業継続計画）の活用を引き続き働きかけたい。

(5) その他防災、災害対策に資する取り組みの推進

① 運輸防災マネジメントの促進

国土交通省で取り組む運輸防災マネジメントについて、会員事業者への情報を展開し防災意識の向上と防災体制の構築を図りたい。

② 災害時対応発電機等の導入促進

日頃から災害に備える会員事業者支援として、「災害時対応発電機」及び「防災備品」の購入に対する費用の一部を交付要綱に基づき助成したい。

4. 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進



● 交通事故防止対策

(1) 事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析及び事故防止対策の啓発

① 車輪脱落事故防止対策の推進

車輪脱落事故を防止するため、冬用タイヤへの交換時期前に「車輪脱落事故防止セミナー」を引き続き開催し、車輪脱落事故の危険性と点検整備の重要性を再認識していただくとともに、ホイール・ナットの増し締めを使用する、トルクレンチの導入費用の一部を実施要綱に基づき助成し、事業用トラックのタイヤ脱落防止を図りたい。また、交通安全大会で行われる「交通安全川柳コンテスト」において、昨年引き続き「車輪脱落事故防止部門」作品を募り、日常点検の確実な励行と意識の高揚を図りたい。

② 日常点検等による車輪脱落事故防止対策

適正化事業実施機関の巡回指導を通じ、交通事故実態に則した事故防止対策の啓発や大型貨物自動車等の車輪脱落事故防止に伴う日常点検の徹底とホイール・ナットへのマーキング及びホイール・ナットマーカを活用した新たな点検の実施方法等を周知し車輪脱落事故防止活動に努めたい。

③ データ活用による事故防止対策及び交通安全教育の推進

事業用トラックが第一当事者となる死亡事故を防止するため、埼玉県警察事故統計等を活用し潜在的な危険個所を効率的に抽出し、そのデータを活用した埼玉県内のヒヤリハットマップを刷新し、会員事業者に対して効果的な資料を基に情報提供を行うとともに、事業所における交通安全教育の一助としたい。

④ 過積載運行防止の推進

過積載運行による行政処分件数は減少傾向にあるものの、未だ過積載による運行は根絶されず、最大積載量を超える運行は道路及び車体への影響も大きく重大事故の原因ともなり得ることから、関係行政機関と連携し荷主企業へ理解を求める啓発活動を継続し、過積載運行による交通事故防止を推進したい。

⑤ 交通安全指導事業の推進

交通安全指導事業として「自転車シミュレーター」「交通安全 VR」の有効活用や、総合教育センターと連携し交通安全体験車「サイトくん」による交通安全教育を県民に幅広く実施し、交通事故防止対策の一助としたい。

⑥ 大雪時の安全確保及びスリップ事故等の防止

トラック運送事業者は、大雪時に輸送の安全確保に支障が生じる恐れのあるときは、運行中止等の指示及び冬用タイヤの装着と併せて溝の深さの確認と滑り止め装置の携行等、輸送の安全確保に必要な措置が求められている。このため NEXCO 東

日本と連携し、大雪時の予防的通行止め箇所等の情報共有を行い、会員事業者へ情報提供することにより大雪時の交通事故防止及び運行管理の一助としたい。また、大雪時のトラック立往生防止対策及びスリップ事故防止並びに交通規制に対応するためのタイヤチェーン購入に対し、費用の一部を実施要綱に基づき助成したい。

⑦ 協会各支部における交通安全活動の促進

協会各支部が実施する交通安全に関わる諸活動等に対して、実施経費の一部を助成し、協会支部による交通事故防止対策事業推進の一助とするとともに、埼玉県トラック協会として交通事故防止を推進したい。

⑧ 「さいたまトラックファミリーフェア2025」の開催

令和6年度は交通安全に特化した「さいたまトラックファミリーフェア2024」を初めての開催場所である総合教育センターで、深谷テラスパーク及び会員事業者、トラックメーカーの協力を得て盛会に開催した。令和7年度も開催に向け議論を重ね、トラック運送業界が取り組む交通事故防止対策をご理解いただくとともに、広く県内外の方々に「物流」への関心を高めていただき「持続可能な物流の確保」を目的に、次世代のトラック運送業界を担う人材確保を図り、「安心・安全」なトラック運送業界をPRするため開催したい。

⑨ 「安全運転コンクール」(無事故無違反チーム表彰)の開催

会員事業所内での交通安全意識の高揚と交通事故防止を目的として、10人1チームで参加し、半年間、無事故無違反を目指す「安全運転コンクール」(無事故無違反チーム表彰)を開催し、安全運転の励行を常態化させ交通事故削減に繋がるよう推進したい。

⑩ 交通事故防止に係る安全教育の推進及び視野障害による交通事故防止

交通事故防止を目的とした、事業所内でのドライバーの安全教育等に必要な視聴覚教材(DVD)の貸出について、会員事業者の更なる利便性向上を目的に総合教育センターでの受け取りを引き続き実施し、会員事業所における更なる安全教育の一助としたい。また、視野障害に起因する交通事故防止を目的に、「自動車運送事業における視野障害対策マニュアル」が国土交通省により策定されたことから、重大事故につながる視野障害に関する症状や早期発見方法、進行抑制の重要性を理解するため、昨年度に引き続き「視野障害対策セミナー」を開催するほか、視野障害の教育教材であるDVDの貸出しや冊子の配布を行い、視野障害を起因とする交通事故防止に努めたい。

(2) 飲酒運転根絶及び違法薬物使用禁止に向けた取り組みの強化

① 飲酒運転根絶対策の推進

飲酒運転根絶対策として、全日本トラック協会が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」の活用と併せて、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなど、トラック運送事業者及びドライバーの意識向上を図りたい。さらに、協会各支部で行う交通事故防止活動や会員事業所内での安全教育の教材として活用する酩酊体験ゴーグルの貸出事業を行い、飲酒運転根絶を強く推進する。また、適正化事業実施機関の巡回指導を通じ、飲酒運転根絶に向けて「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を配布し、アルコール依存症等に関する基礎知識を周知し、飲酒を起因とする事故防止に努め

たい。

② 違法薬物使用禁止の再徹底

違法薬物の使用禁止の徹底については、これまでも取り組んでいるところであるが、依然として事業用トラックの違法薬物使用による交通事故は発生している。このため、公共交通の信頼を確保し、違法薬物使用による運行の絶無を期するため、適正化事業実施機関と連携し、点呼等における日常的な指導管理における「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等の活用及び運転者に対する教育時における「事業用トラックドライバー研修テキスト4—第2章（飲酒運転・危険ドラッグの禁止）」等の資料を用いた教育について周知し、再徹底を図りたい。

(3) 安全対策機器等の普及促進

① 安全対策機器等導入に係る助成事業

安全装置等導入促進事業について、車両周辺の安全確認支援装置、EMS 機器、ドライブレコーダーの助成事業を実施要綱に基づき引き続き実施し、安全装置の普及を通じて事業用トラックの交通事故減少を促進したい。

② 事業所内事故及び盗難防止対策

事業所車庫内の監視装置導入促進を図る目的に、実施要綱に基づき導入費用の一部を助成したい。

(4) 運行管理の高度化への対応

① 運行管理の高度化推進への取り組み

「物流革新に向けた政策パッケージ」の具体的政策に掲げる「物流の効率化」による生産性向上対策として、IT 点呼、遠隔点呼、乗務後自動点呼の運用開始に伴い、AI ロボット等の活用による運行管理の効率化を推進するため、支援機器の導入に対する各機器の導入費用を実施要綱に基づき一部助成し、運行管理における安全性向上と労働環境の改善、労働力不足の解消等に資する ICT（情報通信技術）の活用を促進したい。また、適正化事業実施機関の巡回指導を通じ「遠隔、IT、乗務前後自動点呼」の導入等について周知を図り、運行管理の高度化を推進したい。

(5) 「運輸安全マネジメント」の普及拡大促進

① 運輸安全マネジメント普及拡大

運輸安全マネジメントとは、輸送の安全確保が最も重要である意識を事業所全体で共有し、一体となった安全管理体制を構築するとともに、その体制を継続的に改善し、輸送の安全性を高めていくことを目的とした制度であり、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（チェック）」「Act（改善）」を継続的に繰り返すことにより、輸送の安全のレベルアップを図り、毎事業年度にその取り組みを公表しなければならないとされている。運輸安全マネジメントが適正化事業実施機関の巡回指導項目となったことから普及啓発を図るため資料を配布し制度の浸透を促進したい。

(6) 駐車問題見直しへの対応

① 貨物集配中の自動車に係る駐車規制の見直し

国民生活の基盤となる運送サービスが年々増加している中、荷卸し等のためのトラック駐車場所の確保や駐車規制の緩和への要望等により、貨物集配中の自動車に対する駐車規制の緩和が徐々に行われ駐車スペースにおいても整備が進んではいる

が、未だ十分なスペースの確保及び規制緩和の拡大となっていないことから、引き続き関係行政機関に対して要望活動を行い安全な輸送サービスを推進したい。

(7) トラックドライバー・コンテストの実施

① 全国トラックドライバー・コンテストへの参加

事業用トラックのドライバーに求められる高度な運転技術及び車両構造等に関する専門的な知識を学び、他の模範となることで、社会的責務を担う事業用のトラックドライバーとしての自覚と誇りを持ち、トラック運送業界を挙げた交通事故防止活動の推進となる全国トラックドライバー・コンテストの埼玉県予選会を開催し、上位入賞者を出場させたい。また、予選会で選出された出場者に対しては、総合教育センターにおいて全国大会で実施される法令走行・課題走行の事前練習を行い、運転技術の向上を図りたい。

●労働対策

(1) 健康状態に起因する事故防止対策及び過労死等防止対策の推進

① 健康状態に起因する事故防止対策の推進

過労死を含める健康起因事故防止を推進するためセミナー等を開催するとともに、健康診断、脳ドック、脳MRI健診、SASスクリーニング検査等の受診促進を図るため受診費用の一部を実施要綱に基づき助成したい。また、血圧計導入に対して実施要綱に基づき導入費用の一部を助成し、健康起因事故防止を推進したい。

② 過労運転に伴う交通事故防止の推進

適正化事業実施機関の巡回指導を通じ、過労運転に伴う交通事故防止に向けて、時間外労働時間の上限規制の遵守や長時間労働の是正が図れるよう啓発活動を行うとともに指導を行い交通事故防止活動の推進を図りたい。

(2) 労働災害防止対策の推進

① 労働災害防止対策の推進

労働安全衛生法では、事業主に対して労働災害防止の事前予防のための安全衛生管理措置を定め遵守を義務づけており、労働災害の発生の有無を問わず安全衛生管理措置を怠ると責任が問われることとなる。陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部（以下「陸災防 埼玉県支部」とする。）及び総合教育センターと連携し、労働災害防止に係るセミナー等を開催し労働災害防止を推進したい。また、令和5年10月に国が策定した「物流革新緊急パッケージ」の具体的施策である「物流の効率化」では荷役作業におけるフォークリフト及びテールゲートの活用が推奨されていることから、荷役作業における安全な作業手順を習得するための資格取得義務であるフォークリフト運転技能講習（フォークリフト従事者教育を含む）、テールゲートトリフターインストラクター講習、特別教育の受講料を実施要領に基づき一部助成し、会員事業者の積極的な受講を促進し、安全な荷役作業の確保に努めたい。

5. トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化推進



(1) トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

① Gメン調査員業務の積極的な推進

「2024年問題」への対応を加速することを目的としトラック・物流Gメンが創設され、荷主対策等の深度化を図るため政令により適正化事業実施機関からGメン調査員が選任されたことに伴い、トラック・物流Gメンが行う荷主企業・元請事業者の監視強化のため、Gメン調査員として事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集に積極的に努めるとともに、トラック・物流Gメンと連携して同行為とならないよう荷主に対して、周知等を行いたい。

6. 燃料高騰対策等の促進



(1) 燃料サーチャージ導入の促進

① 燃料サーチャージ導入に伴う届出の促進

「標準的な運賃」の届出とともに「燃料サーチャージ」の届出を促進し、全日本トラック協会と連携し、荷主企業への浸透を図りたい。

7. 多様な施策による良質なドライバーの人材確保及びマナー教育の推進



(1) 若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた労働力確保及び育成教育・定着対策の推進

① 若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた労働力確保及び育成教育・定着対策

人材確保のため、国土交通省が創設した「働きやすい職場認証制度」の認証を取得した会員事業者へ実施要綱に基づき費用の一部を助成し、認証を推進するとともに、インターンシップや中小企業大学校など教育への助成により人材確保の一助としたい。また、若年ドライバーの確保を目的に運転免許取得に関し、特例教習受講者及び準中型免許・5トン限定解除に係る費用の一部並びにドライバー不足問題の解決の一助とするため、今年度も引き続き大型・中型免許取得費用の一部を実施要綱に基づき助成したい。なお、総合教育センターと連携し、ゴミのポイ捨て根絶を図るために法令遵守、モラルのカリキュラムの際にマナー教育を含めた人材育成を推進したい。

② 協会各支部開催の人材確保事業への対応

協会各支部で開催する求人関連の企業説明会等の開催費用について、一部助成支援を行い人材確保の一助としたい。

(2) 特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れに向けた対応

① 特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れ

出入国管理及び難民認定法並びに法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）により、中小規模事業者をはじめとした深刻化する人材不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保する事が困難な状況にある産業上の分野において、専門性・技能を有する外国人材

に関し、在留資格「特定技能」が創設され、自動車運送業分野においては、令和6年3月29日の閣議決定により特定技能1号について受入れが可能な分野に定められた。特定技能制度の見直しによる外国人の受入れに対応するため、外国人ドライバーの導入制度に関し、国、全日本トラック協会の動向・情報を収集し、会員事業者向けに説明会を開催し、人材不足解消への一助としたい。

(3) 事業後継者等育成の推進

① 物流経営士課程修了者への助成事業

トラック運送業界の次世代を担う後継者育成のため、経営の基礎から物流の方向性まで幅広い知識が学べる一般社団法人東京都トラック協会（以下「東京都トラック協会」とする。）が主催する「物流経営士課程」への参加について、引き続き受講に係る経費の一部を実施要綱に基づき助成し、会員事業者の積極的な参加を促したい。なお、参加した会員事業者の受講者より受講した成果等を報告するなど、会員事業者間の情報共有を推進したい。

② 若手経営者・後継者の育成

若手経営者及び後継者向け（U40）勉強・交流の場として「マネジメントアカデミー2024」を令和6年度に開催し31名が参加した。その中で「2024年問題」の対応及び若手経営者層が抱える自社の問題点・3ヵ年計画等について聴講並びにディスカッションや策定を行い有意義な勉強・交流の場となった。また、全5回の開催のうち、1泊2日研修を1回実施し、3回の懇親会を開催することにより、同年代での見識を広めることができたことから、令和7年度も「マネジメントアカデミー2025」開催し若手経営者と後継者育成の一助としたい。なお、令和6年度に開催した「マネジメントアカデミー2024」修了者と合同で時代に即した講演会及び意見交換会を開催し、情報共有を図り更なる育成に努めたい。

③ 中間管理者層（ミドルマネジメント）研修（半日研修）開催

令和6年度に開催した「マネジメントアカデミー2024」参加者の事業計画策定に管理者層の採用と育成に視点を置いているものがあったことから、ミドルマネジメント層に求める（DX、経理、配車、従業員教育等）様々な業務内容についてカリキュラムの検討を進め、令和8年度の開催に向けて検討したい。

8. 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現



高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備等以下に掲げる9項目について、埼玉県トラック政治連盟及び全日本トラック協会並びに関東トラック協会と連携し、埼玉県選出の与党国会議員、県議会議員へ実現に向け要望したい。

(1) 大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充・恒久化

トラック輸送にとって、高速道路の利用はドライバーの拘束時間短縮等働き方改革の実現及び輸送時間の短縮並びに定時制の確保等生産性の向上の実現に不可欠なものである。トラック輸送が国民生活と経済のライフラインとしての機能を果たすた

め、大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充・恒久化について要望したい。また、NEXCOが管理する有料道路は、一部を除き大口・多頻度割引の対象となっていないため、全ての一般有料道路を大口・多頻度割引の対象に含めるよう併せて要望したい。

(2) 高速道路料金等の更なる割引等の拡充

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律により料金徴収期限が最長で令和9年9月末までとなることを踏まえ、より一層の利用者重視の観点から、料金水準の引き下げについて要望したい。また、輸送効率の改善及び一般道の交通安全・環境面の維持を図るためにも、トラックの高速道路利用を促進し、更なる高速道路料金割引について、併せて要望したい。

(3) 渋滞対策等に資する料金・割引制度の実現

一般道路や混雑する高速道路から、通行量の少ない高速道路への転換促進を図るための料金・割引制度が設けられるよう要望したい。

(4) 「重要物流道路」の追加指定や機能強化の推進

大型トラックがスムーズに走行できる環境の実現に向けて、重要物流道路の追加指定及び指定された区間の道路整備が早期完成・供用されるよう要望したい。

(5) 高速道路等ネットワークの積極的な整備推進及びミッシングリンクの解消

トラック輸送ニーズに対応した、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するとともに、「SDGs（持続可能な開発目標）の達成」や「グリーン社会の実現」を図るため、ミッシングリンクの解消や迂回可能なダブルネットワークの構築等、高速道路及び一般道路が連携した全国道路ネットワークの積極的な整備促進について要望したい。

(6) 高速道路における暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進

より安全に高速道路を利用し、輸送時間の短縮等高速道路の持つ効果が最大限に発揮されるよう、暫定2車線の4車線化などの安全対策及び渋滞対策の推進に向けて要望したい。

(7) SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充及びトラックステーション等の管理運営・充実

労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設としてSA・PA、道の駅における大型車並びに特大車用の駐車スペースや駐車マスの幅の拡大、休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について要望したい。

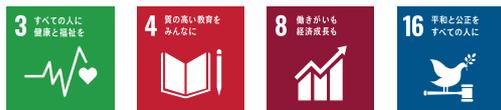
(8) 中継物流拠点の整備・拡充等による中継輸送の推進

ドライバーの長時間労働の抑制等働き方改革の推進のため、中継物流拠点（コネクトエリア）の設置箇所を拡大するよう要望したい。

(9) 道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和要望の推進

特殊車両通行許可に付される通行時間帯条件の緩和など車両制限や道路運送車両の保安基準、道路交通法施行令について、各種規制の緩和、手続きの簡素化・迅速化等について改善方策について全日本トラック協会の行う検討結果に基づき要望したい。

9. 適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底



(1) 適正化事業実施機関の事業運営の推進

① 適正化事業実施機関の巡回指導及び事業の充実化

巡回指導目標数は1,250事業所とし、適正化事業の円滑な事業展開を図るため、適正化事業推進委員会へ事業計画の提案及び事業報告を行うこととする。また、関係行政機関との連絡会議を定期的で開催し、適正化事業実施機関の活動状況（巡回指導結果や指導項目の改善状況）の報告連絡体制を密にして諸課題の解決に向けて連携を強化するとともに、適正化事業実施機関評議委員会を開催し、有識者等からの意見を事業に反映させ巡回指導の充実化を図りたい。

② 関係行政機関との連携強化

関係行政機関等との更なる連携強化による速報制度及び相互通報に伴う特別巡回指導への適切な対応を図るとともに、関係行政機関等の要請による改善命令報告に基づく現地確認調査等への協力をしたい。

(2) D・E事業所の重点化等巡回指導による法令遵守の徹底

① D・E事業所の重点化等巡回指導

総合評価 D・E事業所の重点化等巡回指導による法令遵守の徹底について、輸送の安全確保の必要性に重点を置き、総合評価が D・E事業所に対する重点化を図るとともに、事業運営や違反等について早期の改善を図るよう指導を実施したい。

(3) 安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施

① 会員事業者の認定率45%以上を目指す取り組みの推進

会員事業者及び埼玉県トラック協会各ブロック協議会（以下「協会各ブロック協議会」とする。）並びに協会各支部への取得促進とともに説明会を実施し、個別相談の実施やワンポイントアドバイスを広く周知することにより、Gマーク取得までのフォローアップを積極的に行い、会員事業者の認定率45%以上の達成に向けた事業を推進したい。

② Gマーク新規取得申請の促進

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施する安全性評価事業に関し、制度の概要並びに認定取得後のインセンティブについて、巡回指導を通じて会員事業者への周知を行い、新規申請を促進したい。

(4) 適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質向上の推進

① 適正化事業指導員の充実強化

適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び強化について、更なる資質向上に向け全国貨物自動車運送適正化事業実施機関並びに関東ブロック・北関東ブロック実施機関等の研修会へ積極的に参加し指導員の自己研鑽に努めたい。なお、関東ブロック適正化指導員研修会を埼玉県が当番県として主催し、巡回指導等に関する諸問題を協議し事業運営の充実に努めたい。

(5) Gメン調査員に係る研修事業の充実及びGメン調査業務の積極的な推進

① Gメン調査員の能力向上

「Gメン調査員」に係る研修事業の充実及び更なる資質向上のため、全国・関東、近隣実施機関等の研修会へ積極的に参加し、調査員個々の能力向上を目指したい。

10. 新技術を活用した物流 DX 及び効率化の推進



(1) 中小事業者に向けた物流 DX の推進

① 物流 DX の推進

IT ツールをはじめとする「新しい技術」では、「新しいことができる」と捉えがちであるが、「これまで出来たことをデジタル化」することで業務が効率化し、生産性向上に繋がる。運輸安全規則の変更である遠隔点呼等における IT 機器導入は、DX への身近な入口であることから「はじめての一步」として各種 IT 機器の紹介やその取り組み事例を紹介し、働き方改革への対応に欠かせない正確な労働実態の把握のための IT 導入とデータに基づく事業運営を推奨したい。

【重点施策】

1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現



(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現等への要望活動

① 事業用トラックに対する自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現に向け、「2024年問題」とされる時間外労働時間の上限規制や改善基準告示改正によるドライバーの労働環境、燃料油価格の高騰による輸送コストの増加、慢性的な労働力不足によるトラック運送業界の窮状を訴え、トラック運送業界が直面する現状並びに諸問題などもあわせ、埼玉県トラック政治連盟及び全日本トラック協会並びに関東トラック協会と連携し、埼玉県選出の与党国会議員、県議会議員への要望活動を引き続き行いたい。

2. 環境・GX 対策及び SDGs 対策の推進



(1) 「環境ビジョン2030」の推進

① 「環境ビジョン2030」の推進

脱炭素を推進するため「環境ビジョン2030」の対策メニューであるアイドリングストップ及びエコドライブ並びに整備点検の徹底、CO2 排出量計算ツールの普及や環境月間の設定など引き続き取り組みの推進を図りたい。

② 脱炭素への対応

全日本トラック協会は、2030年度を目標にトラック運送業界全体でカーボン

ニュートラルを目指している。また、取引先から脱炭素の要請もあり、これらの状況を踏まえトラック運送業界として脱炭素の取り組みを進めるため、関係機関やトラックメーカー等との連携を図り、新技術への対応を含め幅広く取り組みの方向性について検討したい。

③ トラックの森づくり事業の推進及び木育推進園施設への積み木寄贈

森林の育成を通じて地球温暖化の原因である CO₂ を吸着するため、埼玉県及び埼玉県農林公社と協定を締結している「トラックの森づくり」事業及び協会各ブロック協議会で実施している市町村と連携した植樹事業を引き続き推進したい。また、トラックの森づくり事業に係る間伐材を利用して作成した積み木を、埼玉県内の木育推進園施設へ寄贈することにより、埼玉県トラック協会の環境への取り組みを PR するとともに資源のリサイクルを図る活動を引き続き実施したい。

④ 緑化助成事業への支援

会員事業所等の敷地内の緑化整備（工場立地法による）に対する助成事業について、交付要領に基づき引き続き実施したい。

⑤ 既存照明設備の LED 化更新工事の促進

一般照明用蛍光灯の製造及び輸出入が、水銀の使用等の規制により2027年までに廃止されることとなっている。また、エネルギー価格が高騰している中、既存照明設備の LED 化更新工事助成を行うことで、早期の LED 化を促し省エネによる CO₂ 排出量の削減並びに電気料金の負担軽減となることから、交付要綱に基づき更新工事に係る費用の一部を助成したい。

⑥ ゴミのポイ捨て防止

プラスチックの海洋流出の流出源及びいわゆる黄金のペットボトル等ゴミのポイ捨て防止が課題となっている。黄金のペットボトル対策の啓発として、総合教育センターの法令遵守、モラルのカリキュラムにおいて携帯トイレを配布し黄金のペットボトル対策を推進したい。また、ラジオ CM の活用等によりゴミのポイ捨て防止に係る啓発活動の推進を図りたい。

⑦ 環境講演会の開催

地球温暖化対策の動向や取り組みについて、関係機関等と連携して環境講演会等を開催し、会員事業者の理解を促進したい。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）への対応

① 会員事業者に向けた SDGs（全般）

トラック運送業界が日頃取り組んでいるエコドライブや交通事故防止対策、働き方改革は、SDGs のゴール又はターゲットであり、SDGs はハードルが高いと考える会員事業者に向け、身近なところから始めて SDGs の登録を目指せるよう理解促進を図りたい。

② 環境 SDGs 対策推進

グリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）は、中小規模の事業者でも環境改善に向けた取り組みの目標設定とその評価が容易となり、自主的で持続可能な環境保全活動を行うことが出来ることから、グリーン経営認証取得支援として、新規認証取得及び認証更新した会員事業者に対し費用の一部を実施要綱に基づき助成したい。

③ 埼玉県トラック協会自体の SDGs（持続可能な開発目標）事業の更なる推進

埼玉県トラック協会が掲げた SDGs（持続可能な開発目標）を推進するとともに、埼玉県 SDGs パートナー登録を継続するため、職員の意識向上を含めて推進したい。

(3) エコドライブの徹底に向けたアイドリングストップ支援機器の普及促進

① アイドリングストップ支援機器の普及促進

エコドライブの徹底に向けて、アイドリングストップ運動の促進を図ることから、車載式エアヒーター及びバッテリー式冷房装置等のアイドリングストップ支援機器等の導入助成を実施要綱に基づき引き続き実施したい。

(4) GX の実現に向けた環境対応車の普及促進

① 環境対応車の導入普及・促進

環境負荷の低減や環境対応車の普及を図ることから、ハイブリッド車に加え電気車、燃料電池車を助成対象とし、導入費用の一部を実施要綱に基づき助成したい。また、ポスト・ポスト新長期適合車への助成については全ての対象車両が適合となっております、当初の助成意義が薄れていること等により廃止することとしているが、令和7年度においては「2024年問題」への対応に関連して、国土交通省及び埼玉県トラック協会が推進している標準的な運賃の届出をした会員事業者については、暫定措置として環境対応型ディーゼル車導入に対する助成を継続したい。

② 政府による GX（グリーントランスフォーメーション）

官民の取り組みに関する情報を収集し、会員事業者に周知したい。

3. 総合教育センターにおける交通・労働災害防止及び夜間事故防止並びに飲酒運転根絶に向けた研修の推進



(1) 総合教育センターにおける研修及び講習の推進

総合教育センターにおいては、各種研修及び講習を通じてトラック運送業界の良質な労働力確保の一助として活動を行うとともに、交通安全体験車「サイトくん」の活動により、幅広い世代に対し交通事故防止の啓発を図りたい。なお、研修及び講習等においては、事業用トラックの交通事故並びに交通事故を未然に防ぐための手法を学ぶとともに、飲酒運転根絶に向けたドライバーの法令遵守、マナーとモラルに係る研修を引き続き実施し、交通事故防止の一助としたい。また、ドライバーの平均年齢が年々上昇していることに伴い、高齢運転者の事故防止を目的とした研修の実施に向けカリキュラムの検討を進め、試行的に実施するとともに「エコドライブ研修」の受講者が年々減少していることから、エコドライブ研修の代わりにエコドライブや環境保全の重要性についての内容を「事故防止乗務員研修」のカリキュラムに取り入れた研修を実施したい。更には「2024年問題」による外国人ドライバーの増加を見据え、外国で取得した運転免許切替の特殊技能試験の合格を目的とした研修の実施に向け、引き続き調査とカリキュラムの検討を進めたい。

① 運転練習研修（1日コース）

大型・中型トラックの運転技術向上を目指し、トラック運送業界における良質な労働力確保につなげる研修を実施したい。

② 事故防止乗務員研修（2日コース）

交通事故に係るドライバーの生理的及び心理的要因を理解させるとともに、危険予知訓練の手法等を用いて、交通事故に繋がるおそれのある危険を予測させ、安全を確保するために留意すべき事項を理解し交通の状況に応じた安全な運転方法を再確認するとともに、事業用トラックの運行における省エネ運転の必要性を認識し、輸送コストのスリム化、地球環境の保全に対応するための「省エネ運転」「保守点検」のポイントを理解し、コスト面及び環境保全面からの対応を考慮する研修を実施したい。

③ 新人乗務員研修（初任運転者2日コース）

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、事業用トラックの安全な運転に関する基本的事項及び構造上の特性と日常点検の方法、危険予測の必要性など事業用トラックの運行の安全を確保するために留意すべき事項を確認し、自らの技術・知識の把握から初任適性診断の結果を踏まえ、安全知識の充実と技能・運転行動の改善を図る研修を実施したい。

④ 安全確認研修（1日コース）

事業用トラックの安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得し、貨物を安全かつ確実に輸送することが社会的使命であることを認識し、ドライバーが遵守すべき事項を確認する研修を実施したい。

⑤ 女性乗務員研修（1日コース）

トラックの構造や故障発生時の対処方法、運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得し、女性ドライバーとして貨物を安全かつ確実に輸送するために遵守すべき事項を確認する研修を実施したい。

⑥ 事故惹起者運転研修（1日コース）

運転行動の問題点を把握させ、事故の原因及び再発を防止するために必要な事項を理解させると同時に危険予測を積極的に進め道路及び交通の状況に応じて交通事故につながる恐れのある危険について、ドライバーが自ら考えるための研修を実施したい。

⑦ 安全運転指導者研修（1日コース）

トラック運送事業の現場において、交通事故の防止を目的とする安全指導者の育成を目的とし、指導方法（技法）を現場において指導できる研修を実施したい。

⑧ 全日本トラック協会 安全研修（3日コース）

全国のトラック運送事業者を対象とした安全教育の研修機関のひとつとして、全日本トラック協会の行うドライバーの事故防止及びエコドライブ研修並びに安全管理者の育成を目的とした研修を実施したい。

⑨ 個別事業者研修（1日・2日コース）

トラック運送事業者や各種団体及び一般企業からの要望による研修を実施し、社会全般における自動車の安全に対する意識の向上と安全を確認するための研修を実施したい。

⑩ 運行管理者試験特別講座（1日コース）

運行管理者試験における関係法令を中心に、国家試験に合格するための事前講座を開催し合格率の向上に努めたい。

⑪ 適性診断（半日コース）

一般診断・初任診断・適齢診断を実施し、個々のドライバーに自らの運転行動の特性を自覚させ、心理的手法により安全運転への動機付けとしたい。

⑫ 運行管理者一般講習

講習を8回実施することにより、受講環境を整え管理者の安全意識の向上を目指すとともに、運行管理面で告示の改正に重点を置いた改正法令、事故再発防止対策、健康管理に関する事故防止対策、ドライバーの運転適性に応じた安全運転指導方法を解説する講習を実施したい。

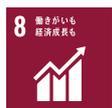
(2) 交通安全体験車（サイトくん）の活動推進

交通安全体験車（サイトくん）の活動を通じて、各種学習体験型機器を用いて子供から高齢者までの幅広い世代に対して、交通安全活動の必要性及び交通事故防止の重要性を啓発したい。

(3) 利用促進に向けた広報PRの推進

トラック運送業界からの研修・講習への利用者拡大に向け、ホームページ等を活用し広報・PR活動を積極的に推進したい。

4. 会員事業者の経営基盤強化に資する事業の推進



(1) 資金等の経営課題に関する取り組みの推進

① 資金等の経営課題に関する取り組みの推進

近代化基金融資事業及び信用保証料助成事業を引き続き実施し、会員事業者の健全経営の一助とする。また、埼玉県トラック協会で行う各種助成事業及び融資事業に係る関係書類を作成し、会員事業者に配布・周知することにより有効な助成事業・融資事業の活用を推進する。

(2) 経営基盤強化に資する事業及び専門家によるセミナー・アドバイス事業の推進

① 中小企業診断士による経営診断及び荷主企業との価格交渉支援事業

「2024年問題」等をはじめとする経営課題に対応するため、全日本トラック協会等からの情報収集につとめ適時情報発信をするとともに、中小企業診断士による「資金繰り対策」「経営診断・相談」「経営改善計画作成」を引き続き行うとともに、適正な運賃・料金収受に必須である原価管理についても支援を実施したい。また、会員事業者が行う荷主企業への運賃・料金交渉において、中小企業診断士による支援を新たに行いたい。

② お困りごと相談デスク事業の促進

お困りごと相談デスク事業について、時間外労働時間の上限規制や改善基準告示の改正等、トラック運送業界の環境変化に対応するため、相談対応を随時実施するとともに、お困りごと相談デスク相談員によるセミナーを随時開催することにより、会員事業者が抱える諸問題解決への一助とする。なお、相談事業の利用促進を図るため会員事業者への広報PRを引き続き様々な手法により実施したい。

③ 事業承継支援の促進

事業承継については後継者がいる場合と親族又は事業所内に後継者がいない場合があり、ケースを分けてセミナーを開催し事業承継を検討する際の一助としたい。

④ 事業経営に係る施策等の対策・助成事業

物価高騰による事業経費の上昇や、燃料価格の高止まりによる経営の圧迫等、経営環境の変化にともなう諸課題に即した「経営支援セミナー」や適正な運賃・料金収受に向けた「標準的な運賃活用セミナー」を開催するとともに、今年度新たにパソコンを活用した実践的な原価管理を行い運賃交渉に活用できる「運賃交渉スキルアップ支援」を実施し、適正な事業運営の一助としたい。

5. 広報媒体を活用した対外的な PR 対策の積極的な推進



(1) 日本の経済活動に不可欠なトラック輸送の果たす役割と重要性の理解促進、並びに業界のイメージ向上を図るため、積極的な情報発信に努め、多彩なメディアを活用した広報活動の最適化の推進

① 埼玉県トラック協会の取り組みに係る広報 PR の推進

毎年10月9日を「トラックの日」とした協会各支部で行う諸活動に対して、活動経費の一部を助成しトラック運送業界の PR を推進したい。また、埼玉県トラック協会が発行する協会報（サイトくん情報）の掲載内容について見直しを図り、FAX 一斉サービス、メール配信サービスをより充実させるとともに、一般の方々には、有効な手段（ラジオ、新聞等のマスメディア等）を活用し、情報の発信に努めたい。更に、SNS を活用した埼玉県トラック協会の行事及びイベント並びにセミナー等の広報活動について検討・議論を進めたい。

② 第22回 児童絵画作品コンクール実施に関すること

児童絵画作品コンクールは、今年度22回目を迎えるが、県内小学校からの応募作品数は約1万点となっており、埼玉県内はもとより埼玉県に在住し県外へ登校する小学生及びその保護者にも広く浸透する事業となった。今年度も「こんなトラックあったらいいな」をテーマに、入賞作品10賞30作品、佳作30作品として作品の応募を受け付け、表彰式は「むさしの村 さくらホール（加須市）」を利用して令和7年10月26日（日曜日）に開催したい。なお、入賞作品の更なる広報・PR を通じて、トラック運送業界の取り組みを広く周知したい。

③ 新入学児童への防犯ブザー寄贈

新入学児童の安全・安心な学校生活の確保及び子供に対する犯罪抑止を目的に、社会貢献活動の一環として、埼玉県内の新入学児童に対し「光るトラック型防犯ブザー」を寄贈し、地域の社会貢献活動に協力したい。

6. 会員事業者の事業運営に関する取組みの推進



(1) 会員事業者への助成推進

① 運行管理者等指導講習（一般講習・基礎講習）及び整備管理者研修の受講促進

自動車運送事業者は、保有車両数に応じて必要な人数の運行管理者を選任し運行管理者講習（一般講習）を2年に1回受講させなければならないと定められており、整備管理者も選任者に整備管理者講習を2年に1回受講させなければならないと定められているため、運行管理者等指導講習及び整備管理者研修の受講料について、実施要綱に基づき引き続き助成を行い、会員事業者の受講の一助としたい。

② 運転記録証明取得及び適性診断の受診促進

運転記録証明書の活用は、事業所内の「安全運転意識の向上」「交通事故・交通違反の抑止効果」が得られ、また、適性診断の受診はドライバーの性格や安全運転態度、認知処理機能等、個人の特性を把握することができ適性診断の受診は事故防止の観点で重要であることから、受診費用の一部助成を行い安全対策及び事故防止の一助としたい。

(2) 福利厚生事業の推進

① 協会各支部及び協会各ブロック協議会への助成

協会各支部及び協会各ブロック協議会が行う支部会員事業者並びにブロック会員事業者を対象とした福利厚生事業に係る経費に対して一部助成を行い、福利厚生活動の一助としたい。

② 福利厚生施設の利用促進

埼玉県トラック協会が契約する福利厚生施設の宿泊料及び日帰り施設の利用について、実施要綱に基づき宿泊、利用料金の一部助成を行い、会員事業者で働く社員の福利厚生に努めたい。

(3) 健全な職場環境の推進

① ハラスメントセミナーの開催

現代社会において、ハラスメントの種類は様々で、労働局へのハラスメントに係る相談件数は高止まりしている状況（厚生労働省 HP 引用）であることから、会員事業者（経営者・管理者向け）へのセミナーを年度当初である人事異動、新入社員の入社時期に合わせ令和7年4月9日（水曜日）に開催したい。また、埼玉県トラック協会職員のハラスメント対策としてセミナーを開催するとともに、相談者の匿名性・中立性を担保することから、専門知識を有した外部相談窓口を設置し、働きやすい環境づくりを推進したい。

(4) その他経営支援に資する取り組みの推進

① メールを活用した情報発信

メールサービスによる情報配信を引き続き実施し、会員事業者が事業運営の一助となる経営支援情報等の提供に努めたい。

7. 未加入事業者の加入促進



(1) 会員の加入促進事業の推進

① 協会支部等との連携による加入促進活動の推進

新規事業者については、埼玉運輸支局で行われる「許可証交付式」の際に埼玉県トラック協会の取り組み及び各種事業の説明を行い、既存の未加入事業者については、会員事業者へのサービス内容等を明瞭にした案内を作成し送付したい。また、協会各支部における加入促進活動に協会職員が同行し積極的な加入促進活動を展開したい。

② 適正化事業実施機関による加入促進

埼玉県トラック協会の加入による様々な事業の活用は、トラック運送事業の適正化に大きく貢献することから、適正化事業実施機関の巡回指導を通じて、積極的な加入促進活動を促進したい。

8. 専門部会活動の支援



(1) 重量部会

重量部会は、特殊車両による安全・安心な輸送サービスを提供し社会経済活動の一端を担うため、基準緩和車両及び特殊車両の運行に関する関係法令並びに特殊車両通行許可に付される通行時間帯条件の緩和など、車両制限令や道路運送車両の保安基準、道路交通法施行令について、各規則等の緩和や手続きの簡素化・迅速化等について、改善方策の検討を進め、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議で決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」の取り組みに向けて、部会員への有益な情報提供や、特殊車両での限られた輸送品目の融通配車を有効利用し輸送の効率化に取り組みたい。また、関東地方整備局との意見交換会及び大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会を活用し、道路通行許可の煩雑な申請簡素化や許可までの期間短縮、未採択道路の道路情報便覧への収録等を要望し、法令遵守のもと輸送できる諸手続きの環境整備を促進したい。更に、全日本トラック協会及び関東・甲信越重量部会と連携し、事業を円滑に推進したい。

① 役員会（年間4回）及び通常総会の開催

② 配車及び営業担当者研修会及び交流会の開催

③ 新春研修会及び懇親会の開催

④ その他、全日本トラック協会及び関東・甲信越重量部会の各種事業への協力

ア. 全日本トラック協会 重量部会 通常総会等への参加

イ. 関東・甲信越重量部会 通常総会への参加

(2) 路線部会

特別積み合わせ事業者特有の事業環境で様々な課題を抱えており、令和6年4月より適用が開始された時間外労働時間の上限規制や、改正改善基準告示の法令遵守は、路線区間の拠点輸送を行うドライバーの労働環境にも大きく影響を及ぼし、長引くトラック運送業界の人材不足も重なり、事業運営は引き続き厳しい状況が続くと考えられる。また、令和7年4月には改正貨物自動車運送事業法、改正流通業務総合効率化法物流法（施行日以降「物資の流通の効率化に関する法律」へ名称変更）が一部施行

され、対応が求められることから、部会全体及びブロック単位での研修会や交流会を開催したい。なお、路線部会の構成が特別積み合わせ事業者の県内営業所単位であることから、事業主の視点ではなく現場管理者の視点による部会活動を重視して、関係行政機関等が発出する関係法令や関係団体からの情報を速やかに提供し、部会員各社の営業所における遵法水準の統一化並びに向上が図れる支援を行いたい。

- ① 役員会（年間3回）及び通常総会の開催
- ② 研修会及び交流会の開催
- ③ 県内各ブロックで行う各種事業への協力及び支援
- ④ その他

ア. 荷主啓発向け資料等の配布

イ. 関係行政機関等が発出する詳細な情報の提供

ウ. 全日本トラック協会及び埼玉県トラック協会の各事業への参加周知

エ. 令和7年度 陸運関係（関東運輸局・埼玉運輸支局）従事者及び運転者表彰への推薦並びに埼玉県トラック協会会長表彰（表彰状）への推薦

（3）海上コンテナ部会

国際海上コンテナの陸上運送事業者は、輸出入産業を支える公共的物流サービスの担い手として、日本の国際競争力の維持・発展のため重要な使命を果たすべく日々努力している。しかし、埠頭での長時間待機問題は未だ解決せず、「2024年問題」とされる時間外労働時間の上限規制や改正改善基準告示の遵守には、埠頭での長時間待機問題が大きく影響している。また、東京港における混雑状況の見える化事業や、令和4年から運用開始された国土交通省が運営する「COMPAS（搬出入予約システム）」は、予約車の平均ゲート前待機時間が短縮されるなど一定の効果が確認されているが、諸問題が散見され混雑解消の根本的な解決とはなっていない状況にあることから、関東トラック協会海上コンテナ部会が取り組む混雑・長時間待機に向けた行政や関係団体との申入れに積極的に協力し、各種研修会を実施することで部会員事業者の自らの改善を図れるよう事業を推進する。更に、国際海上コンテナ輸送の車両に係る交通事故も多発しており、コンテナに積載されている品目、重量、積付状況が不明な海上コンテナを輸送する際は、今まで以上に細心の注意が求められることから、関係法令や「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」、特殊車両通行許可制度の遵守を通じて、安全な輸送を徹底し交通事故撲滅に向け事業を促進したい。なお、関係行政機関、全日本トラック協会及び関東トラック協会等との連携を継続し、情報の収集に努め部会員に対し有益な情報提供を行うとともに、交流・研修事業を通じて部会員の抱える諸問題を共有することにより、部会の活性化及び結束力の強化を図りたい。

- ① 役員会（年間3回）及び通常総会の開催
- ② 研修会及び交流会の開催
- ③ その他

ア. 全日本トラック、関東トラック協会等との連携強化による各種事業への参加

イ. 関係行政機関及び上部団体等が発出する情報の提供

ウ. 夏季及び冬季繁忙期における情報・意見交換会の開催

（4）青年部会

埼玉県トラック協会の部会組織として青年経営者ならではの独自の事業を推進し、

県下4ブロックのすべての青年部組織が活性化するよう、次代を担う人材の発掘を追求する。また、部会員相互の交流を重視する方針を踏まえつつ、一人ひとりが意見を発し、建設的な議論を行える意識の醸成に努めるとともに、部会員に対し予算執行状況を常に明確にし、会議の情報共有も継続して進める。更に、関東トラック協会青年部会、全日本トラック協会青年部会が主催する事業に意欲的に参加し、社会性のある貢献活動の実施と次世代経営者の育成に通じる事業を実施する。

- ① 社会貢献事業
- ② 新春研修会事業
- ③ 研修・交流事業（県下4ブロック、県内外、その他）
- ④ その他、埼玉県トラック協会・関東トラック協会青年部会・全日本トラック協会青年部会及び、各支部青年部会が実施する活動への積極的な参加
 - ア. 通常総会1回
 - イ. 幹事会：原則として奇数月に開催
 - ウ. 役員会：原則として毎月開催

9. その他



(1) 他都道府県トラック協会との意見交換の実施

① 他都道府県トラック協会との情報・意見交換による連携強化

2024年問題が1年を経過し、会員事業者においては関係法令を遵守し就労環境改善等に取り組んでいるところであるが、燃料価格を始めとした物価高騰による適正な輸送コストの価格転嫁が十分に進んでいるとは言えず、中小事業者が大半を占めるトラック運送業界を取り巻く環境は未だ厳しい状況である。また、国会においては、昨年の衆議院選挙により少数与党となったことから、昨年末には税制改正等の協議が野党と進んだことから、今後の変化を伴う時代の変化に即した協会（組織）運営や会員事業者へのサービス、また保有施設等について他都道府県トラック協会との情報・意見交換を実施し、埼玉県トラック協会運営の一助としたい。

(2) 埼玉県トラック協会のDX事業の検討

① DX化の推進及びAI導入への検討

会議等におけるi-Padの利用が促進され、ペーパーレス化及び業務効率が推進された。引き続きコスト軽減とDX化を更に推進するためにAI等の活用方法について情報収集に努め、AI導入の可能性と効果について検討したい。

(3) 各種表彰への対応

① 陸運関係（国土交通大臣、関東運輸局長、埼玉運輸支局長）表彰への推薦

陸運関係の国土交通大臣表彰並びに関東運輸局長表彰及び埼玉運輸支局長表彰の功労者、従事者、運行・整備管理者等に該当する会員事業者の推薦に努め、令和7年度の陸運関係表彰受賞者を一堂に会し、令和8年新年賀詞交歓会と同時に合同祝賀会を開催したい。

② 安全性優良事業所表彰への推薦

事業者の安全性を正当に評価し、更なる認定・公表する制度の周知、促進等を実施するとともに、安全性優良事業所における関東運輸局長、埼玉運輸支局長表彰の対象となる事業者への周知と推薦を促進する。

③ 交通安全対策協議会及び交通安全協会の各種表彰への推薦

交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に資するため交通安全に顕著な功績があった個人及び団体に贈られる交通安全対策協議会並びに交通安全協会の各種表彰について受賞候補者の推薦に努め、交通安全活動を積極的に推進したい。

(4) 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上に向けた支援の促進

① 引越事業者優良認定制度等の普及

毎年定期的に利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした引越基本講習並びに引越管理者講習を実施し、引越事業者優良認定制度の周知を図り普及促進に努めたい。